

宍粟市環境審議会委員名簿

区分	所属等	委員氏名	備考
学識経験者	兵庫県立大学環境人間学部 准教授	増原 直樹	
	公益財団法人 ひょうご環境創造協会 常務理事兼環境創造部長	平田 正教	
市内の公共的な団体等の役員または構成員	宍粟市連合自治会 菅野地区会長	幸島 幸博	
	宍粟市小学校校長会 波賀小学校校長	上林 照代	
	宍粟市商工会 理事	谷笛 摩弥	
	ハリマ農業協同組合 常務理事	石橋 幸男	
	宍粟市消費者協会 会長	下川 秀美	
関係行政機関	西播磨県民局県民躍動室 環境参事	津田 稔	
公募による市民		廣本 利文	
		中本 弘美	

幹事	総務部 財務課 次長兼課長	西嶋 義美	
	市民生活部 生活衛生課 課長	尾崎 敏彦	

事務局	産業部 部長	中村 仁志	
	産業部 森林環境課 次長兼課長	寺元 久史	
	産業部 森林環境課 副課長兼係長	小坂 安弘	
	産業部 森林環境課 主査	野場 敏彦	

環境審議会関係法令（抜粋）

○宍粟市環境基本条例

第2節 環境基本計画

(環境基本計画の策定)

第7条 市長は、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

2 環境基本計画は、環境の保全と創造に関する施策を推進するための必要な事項について定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ宍粟市環境審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときはこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

《略》

第8章 環境審議会

第60条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、宍粟市環境審議会(以下「審議会」という。)を置くものとする。

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 環境基本計画に関し、第7条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 市長の諮問に応じ、環境の保全と創造に関する重要事項を調査審議すること。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会の組織、委員及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

○宍粟市環境審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宍粟市環境基本条例(平成17年宍粟市条例第123号。以下「条例」という。)

第60条に規定する宍粟市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員の任命)

第3条 委員は、次に掲げるもののうちから、市長が任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 宍粟市内の公共的な団体等の役員又は構成員

(4) 公募による市民

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

《略》

(議事)

第7条 審議会は、委員及び議事に関係のある専門委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前2項の規定は、部会に準用する。

(幹事)

第8条 審議会に幹事を置く。

2 幹事は、次に掲げるもののうちから、市長が任命する。

(1) 関係行政機関の職員

(2) 市職員

○宍粟市付属機関等の設置及び運営に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、付属機関等の設置、委員の選任及び会議の公開の方法を定めることにより、政策形成過程への市民参画の機会を拡充するとともに、付属機関等の審議の透明性及び公平性を確保し、もって公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。

《略》

(会議の公開等)

第6条 付属機関等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、当該会議が次の各号に該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないものとする。

(1) 宍粟市情報公開条例(平成17年宍粟市条例第17号。以下「情報公開条例」という。)第7条各号に規定する不開示情報を含む内容について審議等を行う場合

(2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な運営に著しい支障が生じると認められる場合

2 前項の会議の全部又は一部を非公開とするときは、原則として、付属機関等の長が会議に諮って行うものとする。

3 付属機関等の会議を開催する際は、会議の名称、開催日時、開催場所、議題その他必要な事項をあらかじめ公表し、会議の全部又は一部を公開しない場合にはその理由等について、事前に公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りではない。

4 付属機関等の会議については、会議録を作成し、公表するものとする。ただし、当該会議録が情報公開条例第7条各号に規定する不開示情報を含む場合は、会議録の全部又は一部を公表しないものとする。

環境施策の取組状況について

環境基本計画第3次（令和4年度～令和8年度）について

本市の約90%を占める森林を主体とした取組を総合的に展開し、森林をはじめとした豊かな自然環境・資源を活かした環境づくりを目指す。

環境基本計画（第3次）における計画体系図



関連する基本方針：**基本方針1 豊かな自然と共生したまちづくり**

●J-クレジットの創出

令和6年度に千種町西河内の市有林においてJ-クレジット902t-CO₂を創出。森林整備によって森林が吸収したCO₂を、環境価値をもつクレジットとして、企業等への販売を開始。(令和7年6月時点で325t-CO₂を販売)

販売によって得られた収益は、森林整備や気候変動対策の財源等に活用し、今後さらなるJ-クレジットの創出に取り組む予定。



J-クレジットを発行した千種町市有林

関連する基本方針：**基本方針2 地球温暖化対策の推進**

●森林環境ポイント制度「やっちゃん！エコぼ！」の開始

令和6年度から、市民の森林整備や省エネ行動にポイントを付与し、貯まったポイントを地場産品と交換できるポイントラリーを開始。現在678名(令和7年6月末現在)の市民が参加。



森林環境ポイント制度

やっちゃん！エコぼ！ 森林・環境 クイズ

問題 冷蔵庫の節電方法について正しいものはどれでしょう？

①冷蔵庫は壁面に接するように設置する
②冷蔵室内は詰めすぎず十分なスペースを確保する
③冷凍室内は詰めすぎず十分なスペースを確保する

ヒント！
②③は“冷蔵”と“冷凍”的違いだよ。
①②③どれが正しいか、わかるかな？

解答はコチラ → 5月号の答え
③間伐

※ポイント付与の一例：広報誌に掲載されているクイズに回答

●宍粟市カーボンニュートラル宣言

令和4年3月の市議会定例会において、2050年までに二酸化炭素の排出量実質ゼロを目指す「宍粟市カーボンニュートラル宣言」を表明。

●黒土川小水力発電所が稼働

千種町黒土において、住民主導による小水力発電施設「黒土川小水力発電所」が令和5年3月に稼働。



発電所内部の様子

●電気自動車用普通充電器の設置

電気自動車の普及啓発を図るために、令和6年度に以下の市有施設において電気自動車用普通充電器を合計20台設置。

【電気自動車用普通充電器の設置実績】

設置箇所	台数
市役所	4台
市役所北庁舎	4台
伊沢の里	2台
しそう山崎観光駐車場	4台
いちのぴあ	2台
まほろばの湯	4台



市役所北庁舎に設置された普通充電器

●木質バイオマスストーブ・ボイラーの購入補助

森林整備の促進と再生可能エネルギーの普及促進のため、薪や木質ペレットを燃料としたストーブやボイラーの購入補助を実施。

補助事業実績

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
8件	8件	10件	4件



ペレットストーブ

●省エネ家電・LEDの購入補助

省エネ性能の高い家電（エアコン、冷蔵庫、テレビ、エコキュート）・LEDの購入補助を実施。

補助事業実績

令和5年度	令和6年度
家電 405 件、LED 132 件	家電 326 件、LED 96 件

関連する基本方針：基本方針3 資源が循環するまちづくり

●宍粟市と株式会社マーケットエンタープライズが協定締結

令和6年9月に宍粟市と株式会社マーケットエンタープライズが「リユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定」を締結。株式会社マーケットエンタープライズのリユースプラットフォームである「おいいくら」を活用したリユースの取組を市民に周知し、粗大ごみの減量化を図る。



※不用品を売りたい人が「おいいくら」で査定依頼すると、全国の加盟店リサイクルショップに一括査定依頼され、買取価格の比較が可能になる。

●生ごみの処理機の購入補助

市内のごみ減量化の一環で、家庭への生ごみ処理機の購入補助を実施。

特に、市内事業所で宍粟材を使って作られた「宍粟版キエ一口」の購入に対しては通常1/2補助のところを3/4補助とし、宍粟材の利用促進に取り組んでいる。

補助事業実績			
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
22 件	28 件	36 件	29 件



宍粟材で作られた宍粟版キエ一口

関連する基本方針：基本方針4 安心・安全な生活環境の整備

●市民等による清掃活動

市民や各種団体等による市内の道路や河川等の清掃活動が実施されている。市では、清掃活動を行う団体に対し、ごみ袋等の資材を提供している。

清掃活動実績

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
7,482 人	8,952 人	7,773 人	9,588 人

関連する基本方針：**基本方針5 環境意識の向上による環境にやさしいまちづくり**

●木育の推進

誕生祝品として宍粟材を使ったおもちゃや、宍粟市産ヒノキ 100%で作られたリーフパワー（除菌・抗菌・消臭）を配布。



宍粟材を使ったおもちゃ



リーフパワー

●森林環境教育

市内小学生を対象とした森林環境教育を実施。

令和3年度より、森林環境教育に参加した小学生全員にリーフパワーを配布。

また、市内小学生を対象とした木材センターの見学を森林環境教育の一環として実施。

森林環境教育実施回数

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
6回	5回	5回	5回



森のはたらきについての学習の様子



兵庫木材センターの見学の様子

宍粟市環境基本計画（第4次）等の策定について

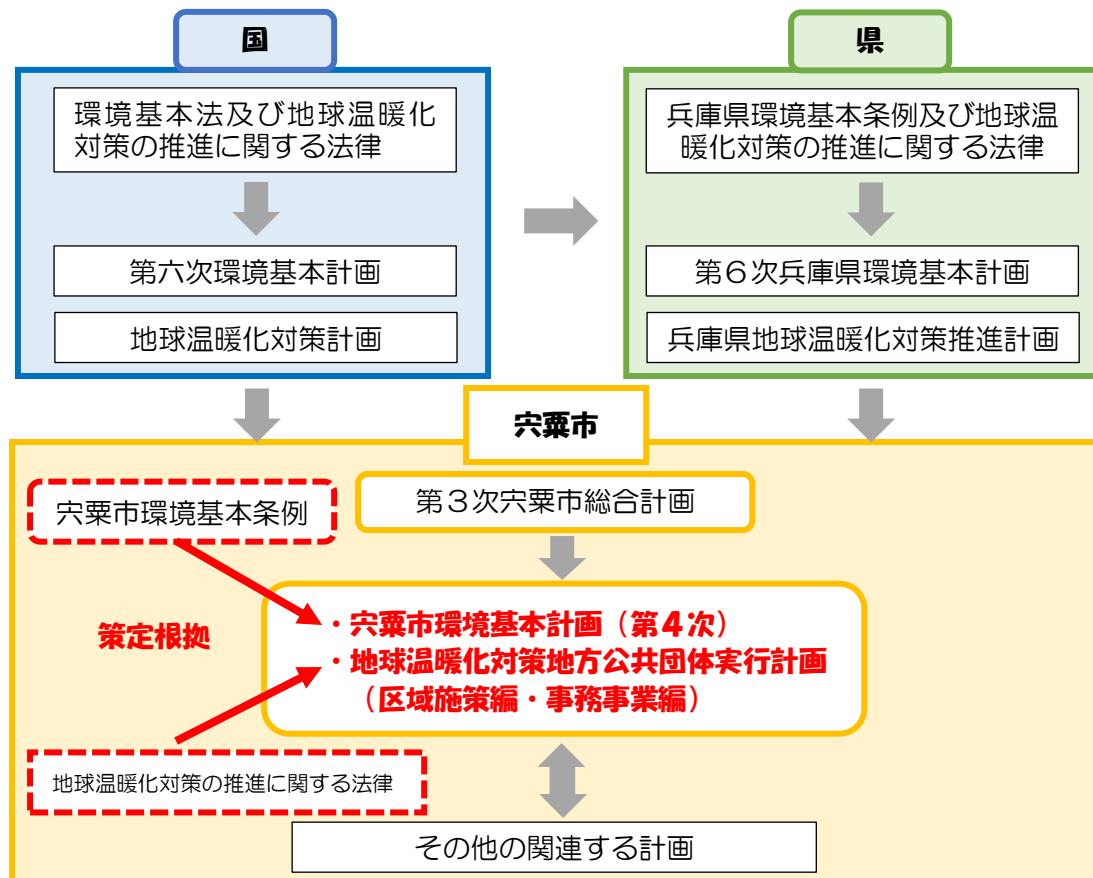
1. 計画策定の趣旨

宍粟市では、2010年に「宍粟市環境基本計画」、2016年に「宍粟市環境基本計画（第2次）」、2022年に「宍粟市環境基本計画（第3次）」を策定し、市内の環境の保全に向けた取組を進めてきました。この度、「宍粟市環境基本計画（第3次）」が2026年度をもって計画期間が満了となることから、国内外の環境に関する動向、国や兵庫県、宍粟市の他の関連計画の内容を踏まえた2027年度以降の新たな環境基本計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

「宍粟市環境基本計画」は、「宍粟市環境基本条例」の第7条に基づき、『環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画』として策定するものです。同時に「第2次宍粟市総合計画」の理念を環境の側面から実現していくための基本的な計画となります。（なお、「第2次宍粟市総合計画」については、現在、第3次計画の策定が進められているため、「宍粟市環境基本計画（第4次）」においても整合を図っていきます。）

また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編及び事務事業編）」もあわせて策定します。



3. 計画の期間

前回の計画期間（宍粟市環境基本計画第3次）は5ヶ年でしたが、前計画の基本的な方針に大きな変更がなく、「第3次宍粟市総合計画」の計画期間と整合を図ることから、2027年度から2036年度の10年間の計画期間とします。ただし、国内外の環境に対する大きな動向の変化があった場合は、適宜計画の見直しを行うこととします。

年度	2022	・・・	2026	2027	・・・	2036
計画期間	第2次宍粟市総合計画 (後期計画：2022年度～2026年度)	宍粟市環境基本計画第3次 (現行計画：2022年度～2026年度)	地球温暖化対策地方公共団体実行計画 (事務事業編・区域施策編) (現行計画：2022年度～2026年度)	第3次宍粟市総合計画 (2027年度～2036年度)	宍粟市環境基本計画第4次 (次期計画：2027年度～2036年度)	地球温暖化対策地方公共団体実行計画 (事務事業編・区域施策編) (次期計画：2027年度～2036年度)

4. 計画策定方針

宍粟市環境基本計画（第4次）及び、地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編・事務事業編）を策定します。

（1）環境基本計画（第4次）における策定方針

- ①市民等の意識調査のため、アンケートを実施します。

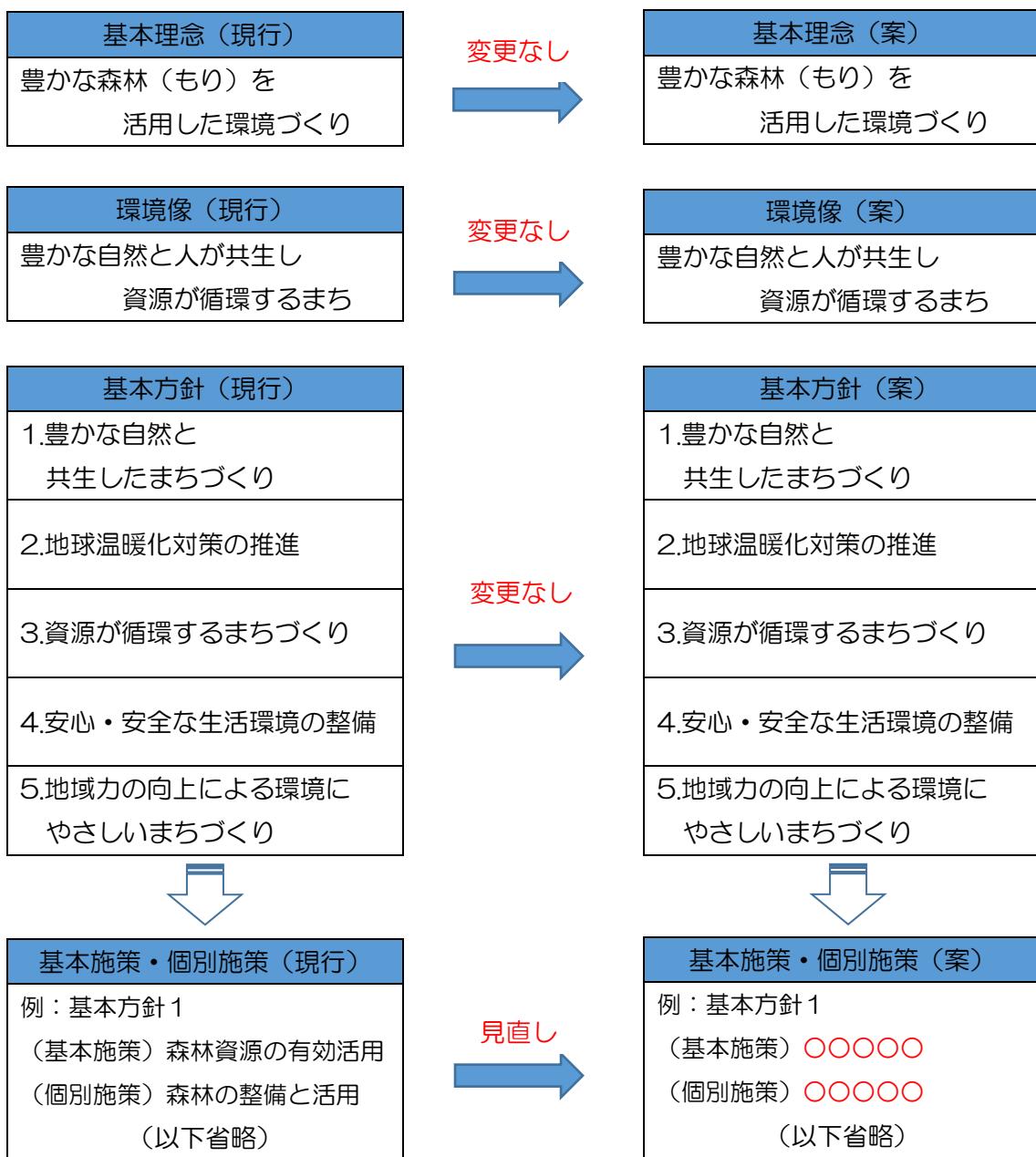
アンケート調査の概要

区分	調査概要
市民	●調査対象：市民2,000人（18歳以上） ●調査方法：郵送による配布回収（許容誤差5%、回収率20%を想定）
事業者	●調査対象：市内事業者600社 ●調査方法：郵送による配布回収（許容誤差5%、回収率55%を想定）
小学校・高校	●調査対象：小学校12校、高校3校 (小学5年生：300人程度、高校2年生：300人程度) ●調査方法：学校を通した配布回収（回収率100%を想定）

【アンケート実施の意図】

- ・前環境基本計画策定時（令和3年実施）のアンケート調査結果と比較し、市民等の意見の傾向や環境意識の変化、環境分野における満足度を把握します。
- ・市民等が最も関心のある課題や行政への市民ニーズを把握し、施策検討の基礎資料とします。

②国・県の動向及びアンケート結果を参考に基本施策・個別計画について見直しを行います。基本理念・環境像・基本方針は前計画から引継ぎ策定します。



(2) 地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編・事務事業編）における策定方針

①区域施策編

宍粟市内全域の温室効果ガス排出削減計画（区域施策編）を策定します。

市内のCO₂排出量の将来推計から削減目標を設定し、そのための施策と施策の実施に関する目標を策定します。

【現行計画における削減目標】

基準年（2013）	計画目標（2026）
281,445t- CO ₂	167,502t- CO ₂ (40.5%削減)
長期目標（2030）	
146,129 t- CO ₂ (48.1%削減)	

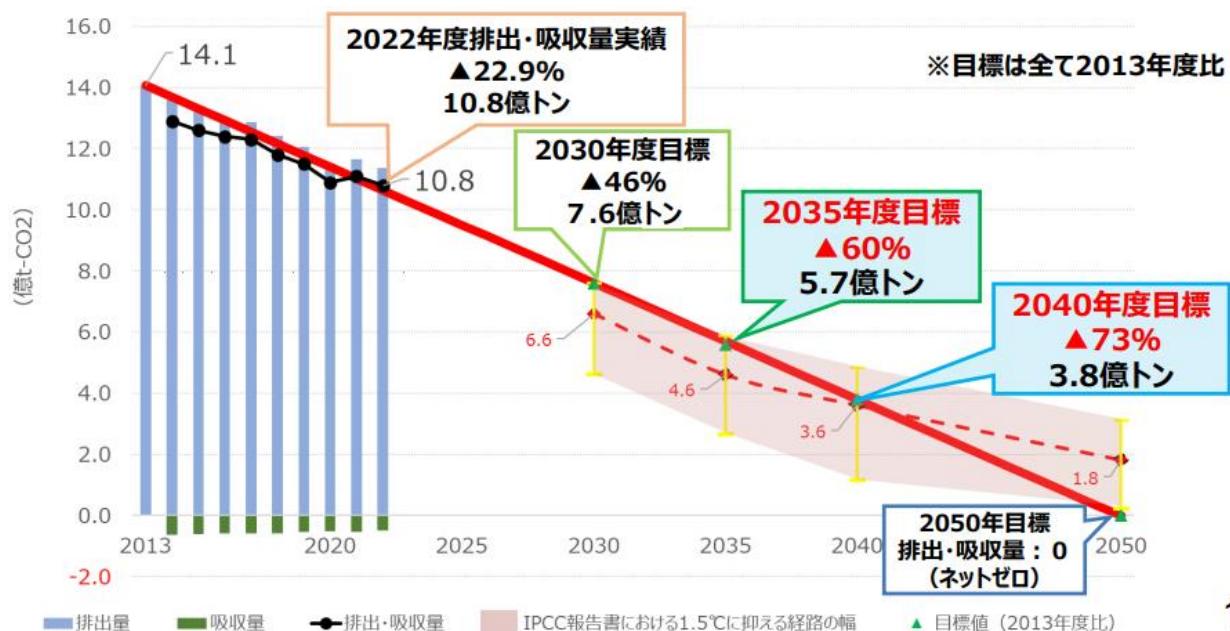
見直し

【計画案】

基準年（2013）	計画目標（2035）
281,445t- CO ₂	○○○Ot- CO ₂ (○○%削減)
長期目標（2040）	
○○○Ot- CO ₂ (○○%削減)	

削減目標の設定にあたっては、国の地球温暖化対策計画（2025年2月改正）及び兵庫県地球温暖化対策推進計画（2022年3月改訂）の削減目標と整合を図り設定します。

【地球温暖化対策計画（2025年2月改正）の概要】



出典：地球温暖化対策計画の概要

【兵庫県地球温暖化対策推進計画（2022年3月改訂）の概要】

温室効果ガス排出削減目標

2050年二酸化炭素排出量実質ゼロをゴールとし、再生可能エネルギーの導入など県民・事業者・団体・行政等が一体となり、

2030年度は、48%削減の達成^(2013年度比)に向け取り組むとともに、さらなる高みを目指す。

兵庫県における温室効果ガスの削減をさらに加速させ、「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」のゴールに向け、前計画の目標（35～38%）を強化し、最大48%削減を目指します。

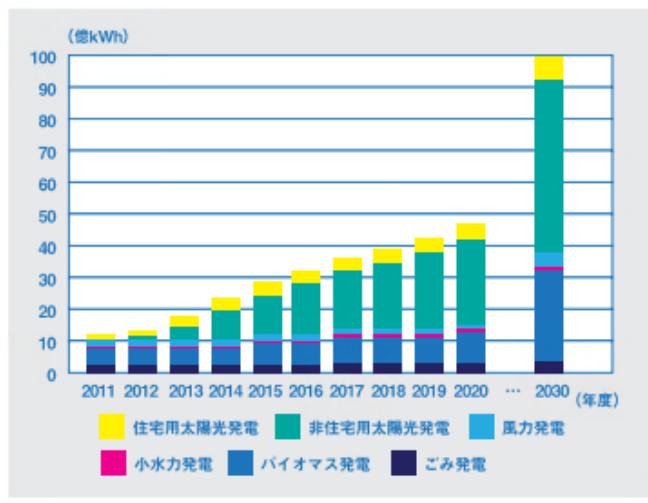


再生可能エネルギー導入目標

2030年度に再生可能エネルギーによる発電量100億kWh

温室効果ガスの削減や、レジリエンス^{※3}の向上、地域資源の有効活用によるエネルギーの地産地消を進めるため、前計画で定めた2030年度の再生可能エネルギーの導入目標（80億kWh）を強化しました。

※3 レジリエンス：「回復力」「復元力」または「弾力性」といった意味合いがあり、外的な刺激に対する柔軟性を表す。



出典：兵庫県地球温暖化対策推進計画（R4.3改定）概要

②事務事業編

市の事務事業における温室効果ガス排出削減計画（事務事業編）を策定します。

また、国の事務事業における温室効果ガス排出削減計画である「政府実行計画」と整合を図り策定します。

【現行計画における削減目標】		【計画案】	
基準年（2013）	計画目標（2026）	基準年（2013）	計画目標（2035）
14,480t- CO ₂	8,046t- CO ₂ (44.5%削減)	14,480t- CO ₂	〇〇〇t- CO ₂ (〇〇%削減)
	長期目標（2030） 7,095 t- CO ₂ (51.0%削減)		長期目標（2040） 〇〇〇t- CO ₂ (〇〇%削減)

【政府実行計画の概要】

政府実行計画の見直しについて（令和7年2月18日閣議決定）

参考資料 1

- 政府実行計画：政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画。（地球温暖化対策推進法第20条）
- 今回、2035年度に65%削減・2040年度に79%削減（それぞれ2013年度比）の新たな目標を設定し、目標達成に向けて取組を強化。[現行計画の2030年度50%削減（2013年度比）の直線的な経路として設定]
- 毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつフォローアップを行い、着実にPDCAを実施。

再生可能エネルギーの最大限の活用・建築物の建築等に当たっての取組

- | | |
|--------|--|
| 太陽光発電 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>2030年度までに設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の約50%以上に太陽光発電設備を設置、2040年度までに100%設置を目指す。</u> ✓ ベロフスカイト太陽電池を率先導入する。また、社会実装の状況（生産体制・施工方法の確立等）を踏まえて導入目標を検討する。 |
| 建築物の建築 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>2030年度までに新築建築物の平均でZEB ready相当となることを目指し、2030年度以降には更に高い省エネ性能を目指す。</u>また、既存建築物について省エネ対策を徹底する。 ✓ 建築物の資材製造から解体（廃棄段階も含む。）に至るまでのライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出削減に努める。 |
- ※ ZEB Ready : 50%以上の省エネを図った建築物

財やサービスの購入・使用に当たっての取組

- | | |
|-------------|---|
| 公用車/
LED | <ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>2030年度までにストックで100%の導入を目指す。</u>
※ 電動車は代替不可能なものを除く |
| 電力調達 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>2030年度までに各府省庁での調達電力の60%以上を再エネ電力とする。以降、2040年度には調達電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力とする</u>ものとし、排出係数の低減に継続的に取り組む。 |
| GX製品 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 市場で選ばれる環境整備のため、<u>率先調達</u>する。
※ GX製品：製品単位の削減実績量や削減貢献量がより大きいもの、CFP（カーボンフットプリント）がより小さいもの |

その他の温室効果ガス排出削減等への配慮

- ✓ 自然冷媒機器の率先導入等、フロン類の排出抑制に係る取組を強化
 - ✓ Scope 3 排出量へ配慮した取組を進め、その排出量の削減に努める。
 - ✓ 職員にデコ活アクションの実践など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。
- ※ Scope 3 排出量： 直接排出量（Scope1）、エネルギー起源間接排出量（Scope2）以外のサプライチェーンにおける排出量

出典：環境省ホームページ

5. 計画の策定スケジュール

現時点における「宍粟市環境基本計画（第4次）」策定スケジュールは以下の通りです。

年度	開催時期	主な審議内容
2025	第1回(7月14日)	●計画策定方針について
	第2回(8月中旬頃)	●アンケート内容の決定（※9月～11月にアンケート実施） ●現状と課題、基本理念の確認
	第3回（2月頃）	●実行計画（区域施策編）について
2026	第4回（4月頃）	●実行計画（区域施策編）の素案について ●アンケート結果について
	第5回（7月頃）	●環境基本計画（基本方針1.2）について
	第6回（9月頃）	●環境基本計画（基本方針3.4.5）について
	第7回（11月頃）	●環境基本計画の素案について ●実行計画（事務事業編）の素案について (※12月～1月にパブリックコメント実施)
	第8回（1月頃）	●パブリックコメント・議会意見の集約結果について ●環境基本計画・実行計画（区域施策編・事務事業編）の素案（最終）について

6. 環境に関する国内外の動向

(1) 気候変動

2023年3月に公表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第6次評価報告書によると、産業革命以前と比較して2011年から2020年の間に世界の平均気温が1.1℃上昇しており、現状のままだと21世紀の間に1.5℃を超える可能性が高いと報告されています。また、大気・海洋・氷雪圏及び生物圏に広範かつ急速な変化が起こっており、人間活動が地球温暖化を引き起こしていることは疑う余地がないとされ、この10年間に行う選択や対策は現在から数千年先まで影響を持つと言われています。



出典：IPCC 第6次評価報告書（AR6）統合報告書（SYR）の概要

国内外における気候変動に関する主な出来事

年表	出来事	備考
1988 年	トロント会議（第 14 回先進国首脳会議）	地球温暖化問題が初めて国際政治の課題となる。同時に地球温暖化問題に対する科学的評価を5～7年おきに行う「気候変動に関する政府間パネル」（IPCC）が設立。
1992 年	国連気候変動枠組条約	1995 年から気候変動対策のための国際的なルールの取り決めを行う締約国会議（COP）が始まる。
1997 年	京都議定書の採択（COP3）	先進国で温室効果ガス削減のための法的拘束力を持った目標が設定される。（日本の削減目標は 2008 年～2012 年の間で 1990 年比 -6 %）
1998 年	地球温暖化対策の推進に関する法律の成立	地球温暖化対策を目的とした日本で初めての法律が公布される。
2010 年	カンクン合意（COP16）	産業革命以前から温暖化を 2°C 以内に抑える「2°C 目標」を共有。2013 年～2020 年の地球温暖化対策の国際的な枠組。
2015 年	SDGs が示される	「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、17 の目標と 169 のターゲットからなる持続可能な開発目標（SDGs）が掲げられる。 ※ターゲット 13 ⇒ 「気候変動に具体的な対策を」
2015 年	パリ協定の採択（COP21）	2020 以降の地球温暖化対策の国際的な枠組。 産業革命以前から温暖化を 2°C 以内に抑え、1.5°C 以内に抑える努力をする世界共通の目標が掲げられる。
2020 年	<u>2050 年カーボンニュートラル宣言</u>	パリ協定の目標を踏まえ、日本政府が 2050 年までに温室効果ガスの排出量を 2013 年度比で実質ゼロにする「2050 年カーボンニュートラル」を宣言。
2021 年	グラスゴー合意（COP26）	産業革命以前から温暖化を 1.5°C 以内に抑えることを世界共通の目標として明文化。

※宍粟市の動向

2022 年	<u>宍粟市ゼロカーボンシティ宣言</u>	宍粟市が 2050 年までに温室効果ガスの排出量を 2013 年度比で実質ゼロにするゼロカーボンシティ宣言を表明。
--------	-----------------------	---

(2) 海洋汚染

近年、世界的にも話題となっている海洋ごみの中でも、プラスチックごみによる汚染がクローズアップされ、中でもマイクロプラスチック（5mm以下の微細なプラスチックごみ）による生態系への影響が懸念されています。

そのような中、国は2019年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、3R+Renewableを基本原則として、2030年までに「ワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制」、「容器包装の6割をリユース・リサイクル」、「再生利用を倍増させる」、「バイオマスプラスチックを約200万トン導入」、2035年までに「使用済プラスチックを100%リユース・リサイクル等により有効利用」が目標に掲げられました。

国際社会においては、2019年6月のG20大阪サミットにおいて、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにすることを目指す国際的な目標「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が首脳間で共有されました。

2022年4月には、事業者、消費者、行政それぞれの立場においてプラスチック資源の循環を促進するための行動指針を定めた「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されています。

(3) 生物多様性の損失

2019年の「生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム」によると人間活動の影響により過去50年間の地球上の種の絶滅は過去1,000万年平均の数十倍、数百倍の速度で進んでいると報告されており、生物多様性の損失は、気候変動と同様に人類の生存基盤を脅かす重大な問題として認識されています。

2022年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議において、生物多様性の世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。「自然と共生する世界」を2050年の目標として掲げ、2030年までの緊急行動目標として23のグローバルターゲットが盛り込まれました。

それに伴い、日本は生物多様性国家戦略（2023～2030）を策定し、30by30などのネイチャーポジティブ（自然再興）の達成に向けた基本戦略を策定しました。

※「30by30」とは

2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全すること。

- ・「昆明・モントリオール生物多様性枠組」におけるグローバルターゲットの一つで生物多様性国家戦略（2023～2030）においても重要な目標として位置付けられている。
- ・日本では、計画策定時（陸地20.5%、海洋13.3%）から、2030年までに陸地・海洋とともに30%以上を目指すこととしている。

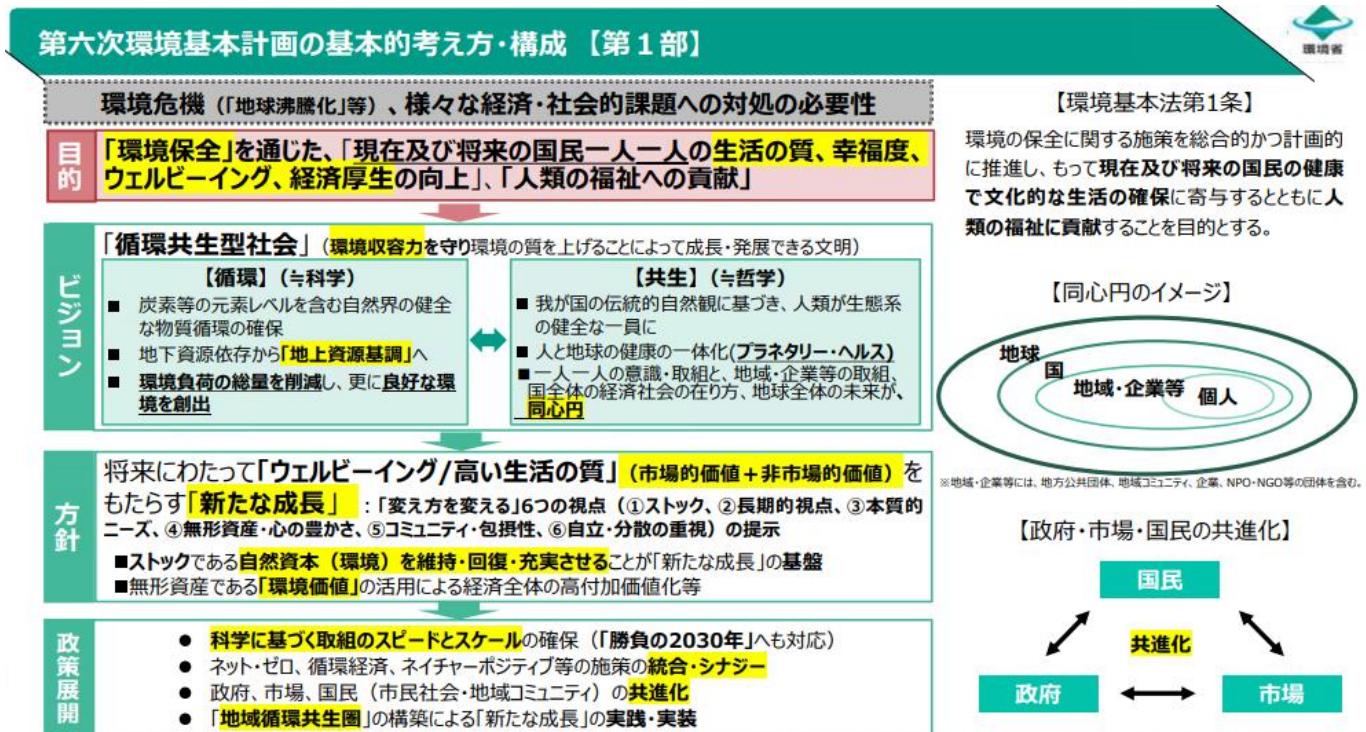
※世界の陸生哺乳類種の多くを守るには保護地区を33.8%まで拡大することが必要があるとされている。

7. 国の計画について

(1) 第六次環境基本計画

国は、「環境基本法第15条」に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策を定めた「環境基本計画」を1994年より6年おきに策定しています。

現状最新の計画となる「第六次環境基本計画」は2024年5月に策定されています。



出典：第六次環境基本計画の概要

【第六次環境基本計画のポイント】

【課題】

- 環境危機（気候変動・汚染・生物多様性の損失）への対処の必要性がある。

そのためには・・・

- 環境収容力を守り環境の質を上げる = ネイチャーポジティブ
- 化石燃料に依存しない自然資本を活用した新たな成長モデル（循環共生社会）の構築
- 政府・市場・国民(市民社会・地域コミュニティ)が一体となって取り組む = 共進化

【目的】

- 環境保全を通して、高い生活の質と国民一人ひとりの幸福（ウェルビーイング）の実現を目指す。

8. 県の計画について

(1) 兵庫県第6次環境基本計画

兵庫県は、兵庫県環境基本条例に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「第6次兵庫県環境基本計画」を2025年3月に策定しています。

「将来につなぐ兵庫の自然の恵み～県民と共に創る環境価値～」を基本理念に、脱炭素・自然共生・資源循環の施策を統合的に展開し、県民のウェルビーイング（県民の幸福）の実現を目指すこととしています。

計画の方向性・基本理念

- ・兵庫五国の多様性を活かした環境適合型社会の実現
- ・環境と経済・社会の統合による新しい価値の創出
- ・県民のウェルビーイング（県民の幸福）の実現

将来につなぐ兵庫の自然の恵み～県民と共に創る環境価値～



脱炭素・自然共生・資源循環を達成することで、持続可能な環境・経済・社会を実現



次世代の担い手を育み、県民と共に支え合い、協働しながら環境価値を創造



環境施策等によって生み出される価値、環境のもとに培われてきた歴史・文化・景観などの価値

将来にわたる環境・経済・社会の持続可能性を確保し、県民のウェルビーイング（県民の幸福）を実現

施策体系

- 脱炭素・自然共生・資源循環を基軸とし、環境価値を創出
- 環境施策等の統合的な展開によって、健全・快適な生活環境を確保
- 共創力を發揮するとともに、その担い手を確保



出典：第6次兵庫県環境基本計画（概要）

用語集

温室効果ガス

- ・大気中に存在し、太陽からの熱を吸収して地表を暖める働きを持つ気体のこと。増加すると地球温暖化の原因となる。環境省は、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふつ化硫黄（SF₆）、三ふつ化窒素（NF₃）の7種類を定めている。

カーボンニュートラル

- ・温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、実質的にゼロにすることを目指す概念。

ZEB

- ・Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング）の略で建物で消費する年間の一次エネルギーを省エネや再エネの導入により、正味でゼロ（100%削減）にすることを目指した建物。

ZEB Ready

- ・建物で消費する年間の一次エネルギーを省エネで50%以下まで削減することを目指した建物。

GX製品

- ・グリーントランسفォーメーション製品。環境負荷の低減を目的とした製品やサービスのこと。

ワンウェイプラスチック

- ・一度だけ利用されて廃棄されるプラスチック製品のこと。

3R

- ・減らす=Reduce（リデュース）、繰り返し使う=Reuse（リユース）、再資源化する=Recycle（リサイクル）の3つのRの総称。

Renewable

- ・再生可能な資源に替える取り組みのこと。
例：プラスチック製のゴミ袋をバイオマスプラスチック製に替える等。

ネイチャーポジティブ

- ・自然再興。自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。

環境収容力

- ・ある環境が持続的に維持できる生物の最大個体数や生物群集の大きさ。